

府営箕面公園管理業務変更協定書

令和4年4月1日付け大阪府（以下「発注者」という。）とメイプルハーツ企業共同体（以下「受注者」という。）との間に締結した府営箕面公園管理業務協定の一部を変更する協定を、次のとおり締結する。

記

1. 条項内容の変更

第6条第2項中

「前項各号に掲げる業務の細目は、募集要項及び管理要領並びに管理マニュアルの定めるとおりとする。」を

「前項各号に掲げる業務の細目は、募集要項（質問回答書などを含む）及び管理要領並びに管理マニュアルの定めるとおりとする。」に改める。

第19条中

「乙は、管理業務の実施に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第53条の3の規定により取り扱うものとする。

2 乙が管理業務に伴い取得した個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報に関して、当該個人情報本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。」を

「乙は、当該管理運営業務の履行に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第60号。）及び別記「個人情報取扱特記事項」により取り扱うものとする。

2 乙が第6条に規定する業務に伴い取得した保護法第60条第1項に規定する保有個人情報に関して、当該保有個人情報本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。」に改める。

なお、上記変更は令和5年4月1日以降適用とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を原協定書とともに保有する。

令和5年3月28日

(甲) 大阪府

代表者 大阪府池田市城南 1 丁目 1 番 1 号
大阪府池田土木事務所
所長 難波 孝行

(乙) メイプルハーツ企業共同体

代表者 大阪市中央区久太郎町 1 丁目 6 番 29 号
フォーキャスト堺筋本町 10 階
代表者 株式会社ハートス
代表取締役 前田 征道